

食品衛生監視部会の設置について

1 設置の主旨

令和5年5月に成立した「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）」により、

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に移管し、厚生労働省は引き続き食品衛生監視行政に関する事務を行うこと、
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生基準行政に関するものは、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管すること、
- ③ 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生監視行政に関するものは、厚生科学審議会に移管すること、
- ④ 薬事・食品衛生審議会が担当する事項から、食品衛生法の規定によりその権限に属された事項を削除し、同審議会の名称を薬事審議会とすること、が規定された。

これを受けて、厚生科学審議会に新たに「食品衛生監視部会」を設置し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、厚生科学審議会に委託された事項その他食品衛生の監視行政全般に関する重要事項について調査審議するものである。

2 部会の検討事項

- (1) 食品衛生法の規定により委託された事項（第7条に基づく未経験食品の暫定流通禁止等の措置、第9条及び17条に基づく食品、器具・容器包装の包括的輸入禁止等の措置）
- (2) 食中毒の予防対策等に関する事項
- (3) 食品等事業者の監視指導に関する事項
- (4) その他

3 部会の構成

医学、獣医学、薬学、水産学、食品化学、法律等の専門家及び食品等事業者団体、地方自治体、消費者団体の代表等を委員として参集する（おおむね20名程度の委員を予定）。